

（午後3時50分 再開）

○議長（井上勝彦君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）ちょっと訂正させていただきます。先ほど、順番4番 上田良治議員の一般質問中に、要介護3以上の施設入所者数についてお聞きいただきましたけれども、私、誤って答えてしまいました。133人入所と答弁させていただきましたけれども、正確には401人の入所者でございます。

以上、おわびして訂正させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（井上勝彦君）順番7、4番 楠本君。

〔4番（楠本知子君）登壇〕

○4番（楠本知子君）ただ今、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1番目は、防災対策についてでございます。

①福祉避難所について。避難勧告または避難指示が発令をされましたら、指定の避難所へ避難することになります。一般の避難所では過ごすことができない特例の配慮を必要とする人の施設として、福祉避難所があります。受け入れ体制が整いましたら、市が開設をした福祉避難所へ移動となります。

そこでお伺いをさせていただきます。

①福祉避難所の役割、指定に関する要件、目標について。②福祉避難所への避難対象者となる人の要件、その把握状況。③福祉避難所の指定状況と市民への周知。④指定された福祉避難所への入所可能人数について伺います。

2番、家具転倒防止対策の推進についてお伺いします。災害時に家具転倒などによる人的被害を最小限に抑えることとして、日頃から家庭でできる防災対策として、家具転倒防止の取り組みが5月広報に掲載されています。市民の皆さまも、自分たちが家庭でできる防災対策として積極的に取り組んでいかなければなりません。障がい者世帯や高齢者世帯で、そのような対策ができないところに、家具転倒防止等助成事業を実施している自治体がありますが、橋本市の対策をお伺いします。

2番目、子育て世代の方が外出の際に助かる、おむつ替え、授乳室の配置についてお伺いします。子育て世代にとっては、外出の際に戸惑うことが多く、おむつ替えや授乳室があると大変助かります。子育てを応援する機運を高め、安心をして子どもを産み、育てる環境づくりをすすめるまちとして、おむつ替え、授乳室を、休憩、気分転換できるスペースとして、赤ちゃんの駅、赤ちゃんステーションなどの愛称を設定してはどうかと、20年の9月議会で提案させていただきました。民間施設の商業施設においても、当該スペースの設置が進んでいます。公共施設の設置状況も含めて、配置状況をお伺いします。

3番目、高齢者の外出支援についてお伺いします。高齢者の方が、介護保険を利用して介護サービスを受けたいと申請をいたしますと、非該当、要支援1・2、要介護1から5と認定をされまして、それに合うサービスが提供されることとなります。高齢者の方の通院などを目的とした乗降介助、介護タクシーの利用は、介護1以上の認定を受けられた方に限ります。非該当、要支援1・2の方は、

福祉有償車両等の利用があります。高齢者の方が自宅で安心をして、お元気で住んでいただけのためには、外出支援は大事な支援で、また、これから高齢者世帯が増加することから、課題もたくさんあります。高齢者の方々の要望、課題、今後の対策に向けてお聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君の一般質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君）防災対策のご質問のうち、福祉避難所についてお答えいたします。

本市において、現時点では福祉避難所の設置・運営に関する具体的なマニュアルが決められておりません。平成20年6月に国から示された「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」では、その役割を「災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者については、応急的に避難所において保護する必要があり、特に、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等で、介護保険施設や医療機関に入所・入院するに至らない程度の在宅の要援護者が、一般的な避難所では生活に支障をきたすため、福祉避難所において何らかの特別な配慮をすること」とされています。

また、指定に関する要件については、施設自体の安全性が確保されていること、施設内における要援護者の安全性が確保されていること、要援護者の避難スペースが確保されていること、地域における身近で拠点的な福祉避難所としての機能を持ち合わせることでなっています。

本市でのこれまでの取り組みとして、平成18年6月に「橋本市災害発生時における要援護者避難支援事業実施要綱」を策定し、避難

が必要な災害が発生したとき、自力で避難することが困難な方を地域全体で支援するため、橋本市要援護者登録制度を実施しております。あわせて災害時における要援護者等の避難施設として、「民間社会福祉施設等を使用することに関する協定」を市内にある特別養護老人ホームや養護老人ホーム、老人保健施設、通所介護及び通所リハビリ事業所、認知症対応型共同生活介護事業所など、26事業所と協定を締結しています。収容可能人数ですが、その時点での事業所の稼働率もあり、明確な数字ではありませんが、概ね200名程度は可能との返事をいただいております。

福祉避難所については、橋本市地域防災計画において、「避難所での避難が困難な要援護者に対しては、社会福祉施設等への受け入れ調整を行うが、さらに必要のある場合は、福祉避難所を開設し、要援護者を受け入れる。」とあり、原則、社会福祉センター等の社会福祉施設を利用するとの明記があります。

平成24年度には保健福祉センターも完成いたしますので、その位置付けも含め、今後、国のガイドラインを参考に、福祉避難所の設置・運営について早急に検討するとともに、橋本市災害時要援護者避難支援プランの個別計画に反映していきたいと考えています。

また、平常時から要援護者本人や、その家族、支援者、福祉・保健・医療関係者等に要援護者対策や防災対策、福祉避難所の目的やルール等に関する知識を普及啓発するため、広報紙やホームページを活用しながら啓発してまいりたいと考えています。

次に、子育て世代の方が外出の際に助かる、おむつ替えや授乳室の配置についてお答えいたします。

おむつ替えのできる公共施設としては、駅においては、バリアフリー化になっている橋本駅と林間田園都市駅におむつ交換台が設置

されております。主な市関係施設では、市役所や教育文化会館、公民館、文化センターなど21施設のうち、15施設に設置されております。保育園においては、公立、私立でゼロ歳児保育を行っている6施設すべてに、また、市内にある県関係3施設のうち、2施設におむつ交換台を設置しております。

また、主な商業施設として、スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンターなど14施設のうち、7施設におむつ替えができる設備があります。これら施設の中で、おむつ替えもでき、授乳室を設置している施設は、公共施設では橋本市民病院であり、商業施設では大型のベビー用品店となっております。

市においても、赤ちゃんを連れてお母さん方が安心して外出しやすいように、おむつ替えや授乳などで立ち寄ることができる公共施設や民間施設があることは、子育てを支援する取り組みとして大切であることは十分理解しているところです。しかし、現在の市関係の公共施設では、おむつ替えの設備は整っておりますが、授乳室を設置するスペースや常時授乳室として使用する部屋がないのが現状です。外出の際に授乳をする必要が生じたときには、施設の担当者に気軽に声をかけていただき、その時間に使っていない空き部屋の提供や、そうでない場合にはパーティションを使用するなどして対応してまいりたいと考えております。

また、子育てをサポートする神野々ほっとルームや高野口こども園、あやの台保育園などの子育て支援センターでは、登録していない方でも外出時におむつ替えや授乳が必要なときには自由に立ち寄り、利用することも可能でございます。

平成24年秋には保健事業機能や高齢者支援機能及び子育て支援機能を備えた（仮称）橋本市保健福祉センターが完成予定であります。

ここには乳幼児の健診事業や相談事業、また、子育て教室などを開催しますので、多くの乳幼児を連れてお母さん方が来られます。そのときにご不便をかけないように、各階におむつ替えや授乳室を設けますので、安心してご利用いただけるものと思います。

ご理解のほどをお願いします。

次に、介護タクシー及び福祉有償タクシーのご質問にお答えいたします。

まず、通称介護タクシーは、正式には訪問介護の一種で、通院等のための乗車または降車の介助といい、要介護1から5までの要介護認定を受けられた方のサービスです。

対象となるケースは、通院、日常生活に必要な買い物、預金の引きおろし、通所・入所施設の見学、官公庁などにおける日常生活に必要な申請や届け出、選挙などが該当します。

しかしながら、仕事、習い事など趣味や嗜好のための利用、冠婚葬祭、日用品以外の買い物、転院などは対象となりません。

つまり、利用できるケースは日常生活上・社会生活上必要な行為であり、世間一般的な常識として、在宅生活を送る上で常日頃行っている、または行わなければならない行為となります。よって、常日頃想定されない自己都合による行為や、他の方法で対応ができるものについては算定対象外となります。

利用実績につきましては、平成22年12月分で1カ月当たり522人が3,428回利用されており、1人当たりの月平均約6.6回の利用となっております。

課題として、介護タクシーを利用するとき、1回にまとめて複数箇所へ行きたい場合、介護タクシーは一度に数箇所回ってくれないので何とかならないか等の要望はあります。これはなぜかと言いますと、例えば病院へ行き、その後薬局へ行って薬をもらおうとしますと、単純に計算すると、利用者には乗車介助・降

車介助が3回行われますが、現実に訪問介護として算定されるのは、家から病院の乗降介助100単位(1,000円)と、薬局から家への乗降介助100単位(1,000円)の請求しか認められず、病院から薬局への乗降介助が算定されません。つまり、制度として往復利用しか認められていません。ただし、薬局で薬をもらうためには訪問介護を利用するか、病院で処方された薬を持って薬剤師が利用者を訪問し、薬の飲み方の管理指導を行うという居宅療養管理指導という制度もあります。

いずれにいたしましても、利用者にとって必要とケアマネージャーが認めた場合に、これらのサービス利用が可能となります。それ以上の用務の場合は、一般のタクシー利用や家族等での送迎を検討していただくことになります。

次に、福祉有償運送は、NPO法人や社会福祉法人等が障がい者、要援護者、要支援者など、1人で公共交通機関による外出困難な方を自家用車で非営利の範囲の対価(概ねタクシー運賃の半額以下)をいただき運送する会員制のサービスです。現在、実施団体は8団体で、登録会員数は322人となっております。

しかし、山間の遠隔地を抱える本市では、福祉有償運送を利用したいという市民のニーズに十分こたえることができていないのが現状です。そのため、少しでもニーズにこたえるべく、福祉有償運送運転者講習会を開催し、運転者確保の支援を行っております。

今後、高齢化が進み、自動車を運転できない高齢者が増え、移動手段の確保が日常生活を送る上で重要な課題となることが予想されますが、すべての高齢者に福祉の視点で移動手段を確保していくことには限界がありますので、一般タクシーや他の交通手段も活用していただきながら、サービスの確保に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長(井上勝彦君) 携帯電話につきましては、会議の妨げにならないよう、よろしくお願いたします。

総務部長。

[総務部長(那須浩二君) 登壇]

○総務部長(那須浩二君) 家具転倒防止対策の推進に関するご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、地震災害における減災対策として、家具を固定し転倒を防止することは、人身被害を減少させる有効な手段であり、本市としましても家具固定の推進について、啓発に力を入れているところです。

おただしの家具転倒防止対策等についての助成事業につきましては、市の事業としては実施する計画はありませんが、今年度、和歌山県が減災対策として実施する家具固定事業があります。その概要についてご説明させていただきます。

この事業は、申し込みのあった世帯に、県が委託した業者が訪問し、家具の配置換え等のアドバイスを含め、相談しながら家具固定作業を行うものです。費用につきましては、介護保険において要介護3以上、身体障がい者(1・2級)、知的障がい者(A1・A2級)、または65歳以上の高齢者の方のみの世帯の場合は、固定家具3台までは固定器具代のみ負担で工賃は無料となり、固定家具4台目以降は、工賃及び固定器具代全額負担となります。

また、先ほどご説明いたしました世帯以外については、工賃及び固定器具代ともに全額負担で、費用の目安としては家具1台当たり5,000円から9,000円程度となっております。

この事業の詳細につきましては、「広報はしもと」7月号の配布に合わせ、事業の説明書を兼ねた募集案内を全世帯に配布する予定でございます。申込書は市民安全課で用意して

おりますので、家具固定を希望される方は、市民安全課まで連絡をいただき、申込書の提出をお願いいたします。

ご理解のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君、再質問ありますか。

4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）ご答弁ありがとうございます。

それでは1番の、福祉避難所について少しお伺いさせていただきます。この福祉避難所は、阪神大震災で、高齢者の方がせっかく助かって、ケアが行き届かなくて亡くなられたということで、福祉避難所の設置についての運営ガイドラインができたということをお聞きしております。今の答弁をお聞きさせていただきました。橋本市は福祉避難所が、今まで設置とか、開設をされたことが過去にあったのでしょうか。まずお伺いいたします。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君の再質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）お答えします。福祉避難所の開設はこれまでございません。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）避難所の開設がなかったということは、大変良かったことだと思います。そういう大きな災害がなかったのも、そういう開設にならなかったのも、大変良かったと思うんですけれども、やはり今後、この大震災におきましては、やはり想定外の大震災になっておりますので、こういったところの福祉避難所を開設するにはどうしたらいいのかとか、具体的なマニュアルに向けて市も取り組んでいかなければならないのではないかなというふうに思います。

先ほど、答弁の中でも言われておりました、

橋本市の場合は、橋本市災害発生時における要綱の中でいろんなことがうたわれております。その中で福祉避難所を、要するに民間施設と協定を結んでおられるということではないかと思うんですけれども、協定を結んでおられる施設と開所を設置をするという施設と二つのやり方があると思うんですけれども、設置に向けては検討されていないということなんでしょうか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）災害がなかったこともありますけれども、福祉避難所に先駆けて民間の社会福祉施設、まずこれを活用したいと。常時営業されておりますので、即対応ができる。空きベッドの問題とか、スペースの問題があるんですけれども、それを優先して、これまで協定づくりに取り組んでまいりました。

福祉避難所につきましては、まず、社会福祉センターと市の公共施設を想定しております。それでもなおかつ足りない場合には、小・中学校ですとか、一般的に公共施設をまず優先的に活用して、それでも足りない場合は、民間の社会福祉施設へお願いするという形になるかと思えます。

それについては、これまで取り組んでこなかったんですけれども、現在、橋本市要援護者避難支援プラン、この支援計画づくりに取り組んでおります。全体計画の案は既にできているんですけれども、個別計画、個別計画といいますのは、現在、並行して要援護者登録制度というのを手上げ方式で、登録したいという方、自ら名乗り出てもらって、その方の名簿づくりに取り組んでおります。それらの名簿につきましては、家でひとり暮らしの方ですとか、あるいは障がいを持っておられる方とか、要介護度がかなり上位の方とか、さまざまな方がいらっしゃると思いますので、その

方たちの直接受け皿を市の担当のどの部署が担当するか、まだその調整が終わっていませんので、あわせて、その調整が終わり次第、個別計画を立てて、その中で福祉避難所の位置付けを明確にしていきたいと考えております。現在、そういうような段階でございます。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）今後のことになるかと思うんですけども、もし、大きな災害が橋本市で起こりまして、まず、市民の皆さまが避難所へ自主避難をすることになります。そうしたら、次に、やっぱり一番災害の弱者であります要援護者になられる方が、どこが福祉避難所であるかがわかれば、大変安心でもあるし、そこがどこであるかがわかれば、まずそこにも行けるということも可能になります。今の橋本市の中では、避難所35箇所の指定については市民の皆さまにすごく周知をされておりますが、福祉避難所については周知がされておらないと思うんです。先ほど言われました26事業所につきましても、どこが事業所なのか私自身も全部わかりませんし、市民の皆さまも多分わかっているんじゃないかと思えます。その福祉避難所を何箇所かを指定するということは、今後お考えはいただいておりますか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）その件についても、現在、何箇所指定するとお答えできるような状態ではありませんで、先ほど言いましたように、要援護者避難支援プラン、個別計画の中で、民間施設も指定する必要があるのか、公共施設だけでいいのか、そのあたりもこれから詰めていく段階でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）これから詰めていただ

くということですけども、やはりこういふときですので、いろんなことを、対策を前に進めていただきたいと思うんですけども、そうしたら、いつ頃になったら、これは具体的に検討されて、一歩前進な形になるんでしょうか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）申しわけないですけども、まだそこまで具体的にいつ頃と言えるような段階ではございませんので、できるだけ早くとしか言いようがございませんので、ご理解をお願いします。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）大変心配になってくるんですけど、そういう福祉避難所は、やっぱりそこもしっかりと取り組んでいただきたいと思えますので、関係部局が大変いろんなところに重なってくるかと思えます。例えば、この福祉避難所でしたら、いきいき長寿課とかだけでは済まないと思えますし、いろんな関係部局が重なってまいりますので、そういう対策に向けて、一気に何年までにとかやっついていかないとできないんじゃないかなと。それと、人もいらっしゃるのかなというふうに不安になるんですけども、人と、人材といろんな策定を、運営マニュアルを橋本市として今後つくっていただくのに、いつまでという目標もなくして、どうしてつくっていただけるのかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）目標なくてどうして進めていけるのか、つくっていけるのかということなんですけれども、個別計画は先ほど避難支援プランのつくるという段取りになっております。現在、福祉避難所というのは、先ほども申しましたように、福祉避難所もそうなんですけれども、現在、橋本市内

にある社会資本を活用していきたいと。まず、それが第一義的にやるべきことだろうと。すぐ受け入れてくれる状態にありますので。そういうことで、各施設と協定をさせていただきました。それと、避難が必要な人の状況を把握しなければならないということで、現在、各地域にどんな方がおられるか、どんな方が助けてほしいと要望されておるか、名簿づくりに着手していく段階でございますので、そういった段階ですので、まだちょっと目標年度、そこまで思いをめぐらせておりません。

ただ、国のマニュアルを見させていただいたら、福祉避難所の対象となるものとしては、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、高齢者、人工呼吸器、酸素供給装置を使用している在宅の難病者、これらの方もありますし、妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者。これらのことが考えられると、非常に幅が広がって、市役所、それこそ健康福祉部だけでも対応できるのかなという大きな問題がぶら下がっておりますので、なかなか一つ一つ、これは災害が起こったとき、こうしていくんだというのは、ちょっと全庁的な議論にならないといけないのではないかなということで、それもあわせて、いつ頃できるというめどは、きょう時点ではそういう明言することはできませんので、ご理解をお願いします。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）そしたら、やはりいろんな部局、病院も関係してきますでしょうし、それから消防の関係もありますでしょうし、いろんな課が関係してくると思いますので、今後、関係部局と連携をとりながら前へ進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、家具転倒防止対策の推進についてお伺いさせていただきます。

先ほど、県の事業について、県でやってい

ただけるということをお聞きしまして、なかなか自分でそういうことができない方に対しては、大変助かるかなというふうに思います。特に、私も中越地震の講演会を聞かせていただいたときには、まず皆さんは、自分だけでは助かると思っていられちゃると。そこから発想しておられるから、まずは自分が助からないといけないんですよということを言われたことは、すごく印象に残っています。

その意味では、やっぱり家具転倒で圧迫死などで亡くられる方が大変多いということですので、この対策に向けて、私たち市民の一人、一人がまず取り組んでいただくということも大変大事なことでございますし、そして、できない方、またはその対象にもれておられる方もいらっしゃるかと思います。そういう対象の方にも自主防災組織などを通して、家庭へ訪問とかしていただきながら、せめて自分が寝ている部屋の家具については、きちっととめてあるのかどうかとか、そういう訪問活動をしていただけたらありがたいなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（那須浩二君）貴重なご意見かと思えます。やはり、神戸の阪神淡路大震災におきましても、家具転倒等に伴う圧死ということが大きな問題になっておりました。そういうことから、県のほうも今回こういう事業を立ち上げていただいたということでございます。

言われますように、自主防災組織のほうでも、こういうことも踏まえ、いろんな研究をいただいておりますので、今後、自主防災組織のほうにもこういう提言もしてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）よろしくお願ひいたします。

それでは、次に2番に行かせていただきます。子育て世代の方が外出に助かる、おむつ替え、授乳室の配置についてですが、私、20年の9月に赤ちゃんの駅、赤ちゃんステーションを進めていってはどうですかということをご提案させていただきました。そのときにも市長が、赤ちゃんの駅については非常にいい印象を持っていただけたと思うんですけども、橋本市は子育てしやすいまちづくりですよという意味においても、そういう名前じゃなくてもいいんですけど、単なる授乳室というのは、確かに授乳室があると、すごいお出かけするのに助かるんです。

今、橋本市も、先ほど、非常に少子化になりまして、子どもがだんだん減っているということですけども、私もいろんなお母さん方に接する機会があつておるんですけど、今、妊婦健診も14回無料になりましたし、出産育児一時金も42万円までになって、安心して出産できるということで、今まで1人、2人の子育ての方が3人、4人、5人と産んでおられる方もおられるんです。橋本市では多分最高、今、何人産んでおられるのかなと思うんですけど、6人ぐらいが最高じゃないかなというふうに思うんですけど、すごく若いお母さんが頑張って産んでくださってるんです。そんな方、ファミリーにとっては、やっぱり外出するのにそういう授乳室というのも大変大事、必要となってくると思います。やっぱり子育てしやすい橋本市、子どもさんがしっかり産んでいただかないと、なんぼ数学WAVEでいろんなことをやっていただいても、子どもさんがだんだん減っていくんやったら、てんで意味ないなというふうに思うんです。

そういう一つ、こんなちょっとした試みですけど、やっぱり橋本市が本当に子育てしや

すいまいちなんですよということを、他市ではいろんな自治体で、赤ちゃんステーション、赤ちゃん駅とかいう名前をつけてますけど、橋本バージョンでもいいんです。橋本の名前でもいいんです。ただ、授乳室とかいう単純な名前ではなくて、もっとかわいらしい名前をつけていただいて、していただきたいと思ひますし、もっと授乳室も今後増やしていただきたいなど。前は私、お湯のことを言ったので、すごく抵抗あつたかと思うんですけど、授乳室やったら別に場所だけでいいんです。ちょっとゆったりめの場所だけあればいいんです。それだけでも外出しやすくなると思ひます。

今度、保健福祉センターには1階、2階、3階と授乳室をつくっていただいております。その授乳室も、ちょっと設計図で見せていただいたんですけど、もうちょっと大きかったらうれしいなという感じがいたしました。その授乳室という名前も、今度、保健福祉センターができたときには、もっとかわいらしい名前をつけていただきたいんです、市長。また、皆さんのお母さんに募集していただいても結構ですので、赤ちゃんの駅、赤ちゃんステーションでも結構ですし、違う名前でもいいと思うんです。そしたら、やっぱり橋本市で住んで、また橋本市で皆さん住んでいただけるというふうに思ひますので、ぜひともよろしくお願ひをしたいと思います。これは要望にしておきます。

次に、高齢者の外出支援についてお伺ひさせていただきます。今回、いろんな選挙の、4月の選挙のときにも、高齢者の皆さん方にたくさんお会いをさせていただく中で、特に女性の声を聞きました。要支援1・2、それから非該当になっている女性のお声をたくさん聞かせていただいて、この外出支援についての介護タクシーが使えないもんですから、

介護タクシーは大変喜ばれております。しかし、介護タクシーが使えないもんですから、どうしても福祉有償車両によります、そういうタクシーを利用させていただくことになっているんですけど、先ほど言われました、橋本市の場合は10団体がそういう車両運送、タクシーをしていただいているんですけども、なかなか、今、先ほどの課題にもありましたように、もっと使いたいただけども、要するに受け皿がないというか、そういうことで、なかなか紹介してもらえないという現状がありますし、ご存じでないという方もたくさんおられます。このNPO法人とか社会福祉法人しか参画できないんですよ。それをもう少し、例えば、それ以外の業者であっても参画できるような、そういうふうな応援というか支援体制に変えて、少し幅を持って緩和していただくということではできないのかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）現在、実施団体は8団体です。それで、今、福祉有償運送につきましては、これは陸運局、和歌山では陸運支局ですけども、本来は、従来だったら認可をもらうというような形になるんですけども、地域協議会で業者が適当であるというお墨付きを与えれば申請できるという制度で動いておりますので、市でやっていただく団体等を自由に選択できるというものでもございませぬので、全国一律の制度で動いておりますので、そういう要望はあるということをもた国に伝えたいと思いますけれども、市独自の考え方で対象業者を拡大するということは、現状では無理かと思えます。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）私、街角で、タクシー会社なんですけども、タクシー会社で福祉有償車両と書かれてあるタクシー会社があるん

ですけど、あれはどういう扱いになっているんでしょうか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）ちょっと私も詳しいことを聞かれば返答に困るんですけども、一般的に介護タクシーと、法改正があったのか、介護保険法の第何条許可車両とかドアに張ってある福祉関係の車両もありますし、一般的に今ご質問いただいております福祉有償運送につきましては、福祉有償車両である、これは車に表示しなければならないことになっております。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）普通のタクシー会社で福祉有償車両というふうには張ってあるんですけど、それはどうなのかなというふうに私、思ってたんですけど、ここの団体の中には、この団体はNPO法人と社会福祉法人だけです。福祉有償車両というふうにつけられているのは。そういうタクシーも走っていたので、それはまた違うのかなというのを、もしあれやったら教えていただきたいと思ったんですけど。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）現在、登録していただいております福祉有償運送の実施団体、先ほど8団体と申しましたけれども、これはNPO法人がほとんどで、あと社会福祉協議会、ケアセンター、おたっしや倶楽部とか、ホームヘルプくれしゅんど、これは障がい者の作業所の社会福祉法人簡憩会、これらの名簿で、タクシー会社は名簿の中にはありませんので、また別の制度で運営されているのかなと思います。

○議長（井上勝彦君）4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）またそしたら教えてください。私もわかりませぬので。例えば代行さんとか、そういうところ辺の業者も、NP

○と福祉法人だけではなくて応援していただけるような仕組みが、ルールがそないなってるからできないということでしょうけど、そういう業者も、もっと応援していただけたら、その受け皿がもっと広がってくるんじゃないかなというふうにも思うんですけど、よろしくご検討いただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（井上勝彦君）これをもって4番 楠本君の一般質問は終わりました。

---

○議長（井上勝彦君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会し、明6月21日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日は、これにて延会いたします。

ご苦労さんでした。

（午後4時36分 延会）